

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
相生市	釜出地区(釜出集落)	令和3年3月1日	平成31年3月27日

1 対象地区の現状

区 分	面 積 (ha)	割 合
地区内の耕地面積	10.61 ha	
①人・農地プランの耕地面積	8.66 ha	100.0 %
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	5.65 ha	65.2 %
③地区内における70才未満の農業者の耕作面積の合計	4.14 ha	47.8 %
④地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1.51 ha	17.5 %
i うち後継者が未定の農業者の耕作面積の合計	0.62 ha	7.1 %
ii うち後継者が不明の農業者の耕作面積の合計	0.55 ha	6.4 %
iii うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	0.34 ha	4.0 %
⑤アンケート調査等に未回答の農地所有者又は耕作者の耕作面積の割合	3.01 ha	34.8 %
⑥地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.00 ha	0.0 %
(備考) 所有者から回答のない場合は耕作者の回答を集計した。(優先は所有者からの回答) プランの区域は、住宅地内の混在農地を除いた区域としている。		

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・現状では地区外の大規模農家(2戸)が約2.3haを耕作しているが、アンケート結果では70歳以上の農業者の耕作面積は近隣集落と比較して少ない(1.5ha)が、将来的にみると地域の農地が守れるか不安がある。 ・アンケート結果では、現在も貸している、又は貸したい意向のある農地が4.4ha強(区域の約51%)に上り、地域の農地をどのように守っていくかを地区で検討する必要がある。 ・耕作者が主体となって行っている水路、農道、畦畔等の管理をどのようにするか検討する必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・現在、2人の認定農業者(法人、個人)が計2.3haの農地に利用権設定をしている。さらに貸出希望農地が多くあるため、今後も地域の中心経営体となっていただく。さらに、地域で農地を守るという観点から、地域内で中心となる農業者を育成するよう取組むなどし、地域の農業を守っていく。 ・中心となる経営体については、できるだけ土地利用型農業で水稻、黒大豆等を中心とした作付けを行うよう依頼する。 また、今後、離農や規模縮小する農家の農地については、集落・担い手間で協議し、効率的な経営が図れるように集約化にも努める。 ・中心となる経営体以外の農業者及び地区住民は、地区内の景観保全の観点から、水路等の土地改良施設の維持管理作業について、経営体と共同で行うように努める。
--

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

●農地の貸付け等の意向

現在貸付けている、または貸付け等の意向が確認された農地は、45筆44,089㎡となっている。
原則として耕作者が作業の省力化を図れるように地主と耕作者、中心経営体で集約化の協議を努める。
場合によっては、集落内で話し合い集約化に努める。

●農地中間管理機構の活用方針

経営農地の中心経営体が諸般の事情で耕作困難となった場合、農地バンクを活用するため集落全体で検討していく。現在耕作中の水田も営農が困難になる可能性があるため、機構を通じて利用権設定の準備を検討していく。

●鳥獣被害防止対策の取組方針

現在山際には集落囲みの防護柵が設置しているが公道や河川からの侵入により農作物が被害を受けているのが現状である。耕作者の高齢化と人口の減少で新規の防護柵設置はコストと設置手間もかかり問題があるので、鳥獣被害を軽減するため、箱罾を設置して、農地や施設、地域環境の保全を図る。また、既設の防護柵の定期的なメンテナンスと個人で必要な耕作地をピンポイントで防護柵の設置を進めていく。

●環境保全、農地・農業用水路の維持管理等の取組方針

現在も継続している山際の伐採、農道の草刈りや水路等の浚渫、清掃の維持管理を地区住民、担い手と協力して引き続き保全活動を実施していく。